



松野中学校いじめ防止基本方針



松野町立松野中学校

〒798-2102 北宇和郡松野町延野々1870 番地 1

TEL(0895)42-0012

FAX(0895)42-1620

<http://matsuno-j.esnet.ed.jp/>

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 平成 25 年 6 月 28 日）

松野中学校では、「いじめ」に対し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」「組織的対応」に的確に取り組めます。次の「いじめ」についての共通認識のもと、「いじめ」のない学校を目指す。

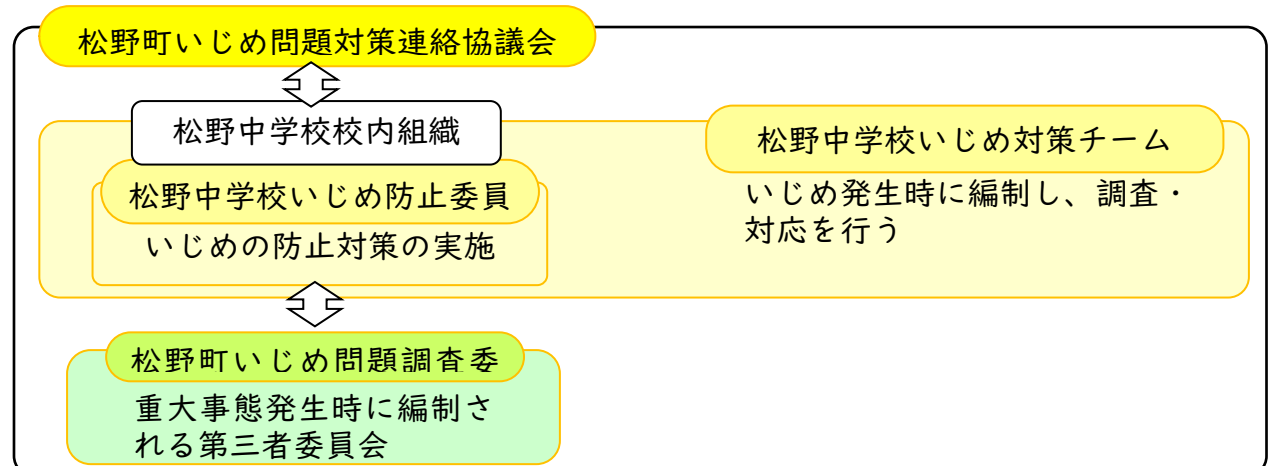
- ① いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- ② いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止委員会の設置といじめ対策チームの編制

いじめの防止等に関する取組を、具体的、実効的に行うため、校内に校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる「松野中学校いじめ防止委員会」を設置する。

また、いじめが発生した場合は、学年主任、学級担任の他、必要と認められる教職員を加え、「松野中学校いじめ対策チーム」を編制する。

なお、重大事態等、いじめの状況に応じて町内の組織に協力を求める。



3 いじめの未然防止

松野中学校は、これまで培ってきた生徒指導、人権・同和教育、集団づくりの理念を大切に、次のことを実践する。

(1) 学級経営の充実

- ア 生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級をつくる。
- イ 生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- エ 学級のルールや規範を定め、生徒が守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- オ 定期的に行う学校生活アンケート、生徒の欠席・遅刻・早退の回数、表情や体調の変化などから、兆候をすばやくつかむとともに早期対応につなげる。
- カ 学級担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しを持って進める。

(2) 授業中における生徒指導の充実

- ア 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- イ 「楽しい授業」「分かる授業」を通して生徒の学び合いを保障する。
- ウ 集団への関わりに消極的な生徒には、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感が持てるように配慮する。
- エ 教科担任として、自らの教科経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しを持って進める。

(3) 道徳教育の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。

(4) 学級活動の充実

話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図り社会性を育てるとともに、いじめの問題等に直面した時の対処の仕方を身に付けさせる。

(5) 学校行事の工夫

生徒が取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるような企画や工夫を行う。

(6)

生徒会活動の工夫

生徒が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう生徒会活動を活用する。

(7) 生命尊重やいじめ防止を目的とした取組の充実

生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組を発達段階に応じて具体的に行う。

(8) 情報モラル教育の充実

教科指導の他、道徳、学級活動などの中でも関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。

(9) 発達障がいのある生徒へのいじめの防止

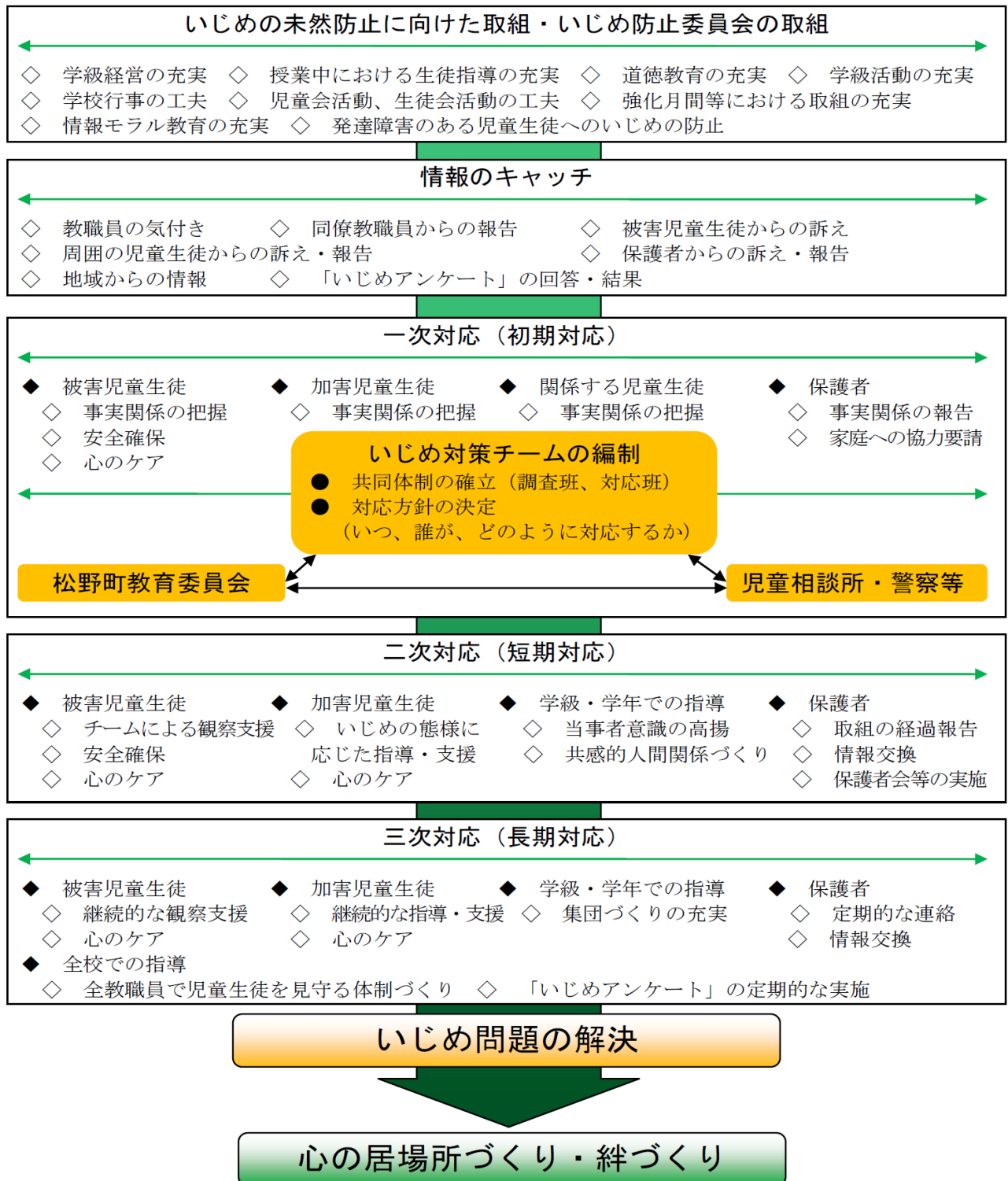
障害特性の理解や具体的な関わり方の共通認識をもとに、周りの生徒への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

4 いじめの早期発見

いじめは大人の見えないところで行われていること、親に心配を掛けたくない等の心理が働き、いじめられている本人からの訴えが少なくなる傾向があります。松野中学校では、次のことを通じて、いじめの早期発見に努める。

- (1) 教職員と生徒との日常の交流を通しての発見
- (2) 複数の教職員の目による発見
- (3) アンケート調査の実施と分析
- (4) 教育相談を通じた実態把握
- (5) 学級内の人間関係を客観的に把握

5 いじめの早期対応・組織的対応



いじめ問題の早期解決に向けた事実関係の把握

(1) 聞き取るべき内容等、留意すべきことを確認する。

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ◇ 誰が誰をいじめているのか？ | [加害者と被害者の確認] |
| ◇ いつ、どこで起こったのか？ | [時間と場所の確認] |
| ◇ どのような内容のいじめか？どのような被害を受けたのか？ | [内容] |
| ◇ いじめのきっかけは何か？ | [背景と要因] |
| ◇ いつ頃から、どれくらい続いているのか？ | [期間] |

※ 当事者のみならず、第三者、保護者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、必ず複数で行う。

(2) 事実確認は、被害、加害、関係する生徒を個別に同時進行で行う。

※ 「事実確認」と「指導」を明確に区別する。

(3) 聞き取った情報を一元化し、「いじめの背景」「生徒の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

※ 徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いて対応する。

また、該当生徒、保護者への対応には、十分な配慮をする。

◆ 被害生徒に対して

- 事実確認の上、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

◆ 加害生徒に対して

- いじめた気持ちや状況等を聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

◆ 周りの生徒に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

◆ 被害生徒の保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのようなささいなことでも相談するよう伝える。

◆ 加害生徒の保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

6 重大事態への対応

松野中学校いじめ対策チームの調査により、重大事態と認められるとき、校長は「松野町いじめ問題調査委員会」の設置を松野町教育委員会に求め、必要な調査ができるよう連携を図る。

いじめ問題の解決に向けては、透明性、公平性、中立性を重視する。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 平成 25 年 6 月 28 日)

また、学校教育法の規定に従い、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に、当該生徒に対して懲戒（体罰とは異なります）を加えることができる。さらに、指導の効果が上がらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、教育委員会は、加害生徒及びその保護者に対して出席停止の措置を速やかに講ずることができる。

その他、いじめられた生徒をいじめから守り抜くために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について保護者との協議を行い、弾力的に対応する。

7 いじめ問題への具体的な指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、次の年間の指導計画のもと、学校全体でいじめ問題に取り組みます。

	4月	5月	6月	7月	8月
職員会議等	松野中学校いじめ防止委員会 方針・計画等	松野中学校いじめ対策チームの編制 事案発生時に直ちに編制・対応			松野中学校いじめ防止委員会 2学期の計画
未然防止の取組	PTA総会 方針説明	職員研修会 松野中学校いじめ防止基本方針確認			学校評価をもとに研修
早期発見の取組	年間指導計画への位置付け	学級・学年集団づくり 人間関係づくり		学校評価アンケートの実施	
	あゆみ指導 児童生徒の観察 教職員の情報交換 いじめ調査				

- ※ 学校評価アンケートは、生徒・保護者・教職員対象に行い、いじめに関わる項目を必ず入れる。
- ※ アンケートは、その他必要に応じて実施する。
- ※ 人権参観日の他、学校保健委員会等の活動を利用して、保護者啓発を行う。
- ※ 外部講師等を活用し、生徒の人権意識の涵養に努める。

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等		松野中学校いじめ対策チームの編制 事案発生時に直ちに編制・対応					松野中学校いじめ防止委員会 本年度の反省
未然防止の取組				人権参観日での保護者啓発		学校評価をもとに研修	
早期発見の取組		学級・学年集団づくり 人間関係づくり				学級・学年集団づくり 人間関係づくり	
			学校評価アンケートの実施				
	あゆみ指導 生徒の観察 教職員の情報交換 いじめ調査						

8 松野中学校以外の、いじめに関する相談受付先

松野町教育委員会	42-1118	月～金曜日 8:30-17:15
愛媛県総合教育センター	089-963-3986	月～金曜日 8:30-17:15
いじめ相談ダイヤル24	0570-0-78310	24時間受付